

## インタビュー

## 金融庁が目指す

## 新しいモニタリングの方向性

## ベスト・プラクティスの追求に向けた「対話」を実施していく

金融庁は来年7月に組織改編を予定しており、円滑に業務をスタートできるように、いまから具体的な業務・組織の見直しを進めていく。金融検査マニュアルのあり方も含め、監督・検査の見直しについて金融庁の考え方を発表していく。いまは金融行政の大きな変革期。互いに密接にコミュニケーションをとりながら、金融行政改革に全力で取り組んでいきたい。

金融庁

監督局長

遠藤

俊英

## 組織再編の背景

——2018年度の機構・定員、予算要求で「組織再編」を打ち出した狙いは

現在の金融庁には総務企画局、検査局、監督局という3局が設置されているが、それを総合政策局、企画市場局、監督局の3局に改編する。総合政策局は金融行政の戦略立案機能強化や専

門性向上のために新設し、企画市場局はフィンテックなどへの対応を強化する。また、総括審議官は現在、総務企画局の下にあるが、これを総合政策局に位置付ける。局の見直しについては今後、査定当局である内閣人事局、財務省と議論をしていくが、局が増えるわけではなく、スクラップ・アンド・ビルドという霞が関の「ルール」にかなう要求だと考えている。

地域金融を例にとっても、金融庁は金融機関の健全性にのみ焦点をあてるのではなく、持続可能なビジネスモデルの構築が地域企業の生産性向上や、地域経済の活性化や地方創生に資する行政を行おうと取り組んでいく。各局がバラバラに動くのではなく、金融庁全体として何をするのが最適なのかを常に熟考して動くことになる。

検査局に関していえば、19

98年に金融監督庁として大蔵省から独立した当初とは状況が異なってきた。そもそも検査とはモニタリングの一環として行われるもので、ここ数年、検査局と監督局が協力するかたちでオンサイトとオフサイトのシームレスなモニタリングを実施してきたところだ。大事なものは、過去の政策や組織に固執するのではなく、現在の課題に適切に対応するための組織をつく

# 金融庁がマネロン対策の モニタリング強化を急ぐ事情

金融庁が地域金融機関のマネー・ローンダリングやテロ資金供与対策について、モニタリングの強化を急いでいる。アンケート調査に基づき、専門の主任統括検査官の設置や財務局でのセミナー開催などの対策を矢継ぎ早に打ち出した。その背景には、2019年の春に予定されているFATF（マネロン対策の国際協力を進めるための政府間会合）の第4次対日相互審査がある。残り1年半となり、とくに地域金融機関の対応が十分に進んでいないことへの危機感が強まっている。

## 「いま最も注力している 行政テーマの二つ」

金融庁は10月上旬、「第4次FATF対日相互審査に向けた官民の体制の整備について」と題した通知書を地域金融機関の各業界団体に配布し、あらためてマネロン対策を徹底するよう金融界に要請した。通知書には、①地域金融機関のリスクベース・アプローチへの対応が不十分であり、その考え方を金融機関に理解させること、②マネロン対策について金融庁との連携を深め、対応状況等の「官民協力」「情報共有」を行うことが示されている。金融庁によれば、「マネロン対策はいま最も力を入れている（金融行政のテーマの一つ）（幹部）。検査局には現在、「マネーロンダリングモニタリングチーム」が設置されており、今後はさらにマネロン専門の主任統括検査官の設置

も検討している。10～11月には、マネロン対策の高度化や好事例に関する情報を提供するセミナーを全国の財務局で実施する。19年に予定されているFATFの第4次対日相互審査に向け、監督態勢を大幅に強化していく方針だ。

なぜ、このような物々しい状況になっているのか。その背景には、地域金融機関を中心としたマネロン対策の遅れがある。昨年10月に施行された改正犯罪収益移転防止法に基づくマネロン・テロ資金供与対策では、各国が遵守すべきマネロン対策の国際基準であるFATF勧告の内容をふまえて、リスクベース・アプローチ（各金融機関が業務の特性や顧客の属性をふまえて「リスク評価」を行い、そのリスクの度合いに応じて取引を実行する手法）の実施が求められている。しかし、「実務上の対応は難解」（地銀幹部）との意見が昨年の収収法

改正時から聞かれ、地域金融機関などにとって大きな課題となっていた。

## アンケートで顕在化した 取組みの遅れ

そうした課題を顕在化させたのが、金融庁が今年2月ごろから実施した地域金融機関に対するアンケートやヒアリングである。アンケートの結果、取引の実態把握に不可欠となる「リスク評価書」を作成していない地銀が約2割、信金が約6割、信組が約5割にのぼった。外国PEPs（外国政府等において重要な地位にある者）を特定するためのデータベースについては、地銀の約4割、信金の約8割、信組は全組合が導入していないなど、取組みがきわめて不十分な状況が明らかとなった。

前回の第3次審査では、日本は40の勧告のうち9項目で「不履行」との最低評価を受け、FATFの全体会合（14年6月）において十分な法整備を行うよう個別に要請されるといふ異例の展開を経て、その後の収収法改正につながった。関係者のなかには、このときの轍を踏みたくないという思いが強いであろう。

また、FATFの第4次勧告と改正収収法がカバーしている内容にはギャップがあり、たとえば勧告では金融グループ全体での情報共有を含めた対策プログラムの実行についても求めているが、同法にはそこまでの規定はない。「そうした両者のギャッ

# 変革の断行により

# 「信頼される強い銀行」であり続ける

体制と事業の両面を見直し  
「率先難事」にあたっていく

三菱東京UFJ銀行  
取締役頭取執行役員

三毛 兼承

低金利の長期化やデジタルイノベーションの進展、地政学リスクの高まりなどにより、三菱東京UFJ銀行（BTMU）の経営環境も劇的に変化している。そうしたなかで、変わりゆく顧客のニーズや行動に対応し、伝統的な商業銀行のビジネスモデルの枠にとどまらない非連続な変革の断行が求められている。グループ全体での取組みの骨子を示した「MUFJ再創造イニシアティブ」に基づき、BTMUでも体制・事業の両面での変革が進められている（編集部）。

商業銀行の構造不況化で  
不断の変革実行が不可欠

突然の人事で今年6月14日に頭取に就任したが、今日までを振り返ると、当行の変革への決意を新たにするとともに、その

実現に向けて確かな手ごたえを感じられた4カ月だった。足もとでは、低金利の常態化・長期化に加え、フィンテックに代表される急速なデジタルイノベーションの進展や、北朝鮮情勢などの地政学リスクの高まりを受け、

当行をとりまく環境も予想を超えるスピードで変化している。これらに呼応するかのようになり、顧客のニーズや行動も劇的に変わるうとしている。そうしたなかで、もはや貸出量に比例して利益をあげていく

国内の伝統的な商業銀行のビジネスモデルは、構造不況化しているといっても過言ではない。いまこそ、不断の変革実行が欠かせなくなっており、その変革には二つの方向性がある。1番目は、顧客のニーズが変化する

